

今年度から秋は1日のみとなります

狂犬病予防注射の追加実施を行います

狂犬病の予防注射は、毎年、春に実施していますが、まだ予防注射を受けていない方を対象に、次の日程で追加実施します。

【午後】

大通、常盤町、東町、西幌別、西舎、杵臼、東幌別



畜犬登録済の方には、郵便で詳細をお知らせしています。まだ登録されていない方は、お早めに登録されるようお願いいたします。(畜犬登録は、役場または荻伏支所で行います)

【狂犬病予防注射の日程】

■10月15日(火)

【午前】 堺町、向が丘、絵笛、東栄、荻伏、元浦川、野深



※往診を希望される方は、10月9日までに、役場町民課生活環境係(☎0146-26-9001)までご連絡ください。この日程で受診できない場合はどうぶつ病院で必ず予防注射を受けるようお願いいたします。

◆「狂犬病」ってどんな病気？

狂犬病は、人をはじめ、すべての哺乳類・鳥類に感染します。現在のところ治療法もなく、一度発病してしまうと、必ず死亡してしまう恐ろしい病気です。外国で犬に咬まれ、帰国後に狂犬病を発病するケースもあります。

この病気は、主に狂犬病に感染した犬に咬まれた時、唾液中に含まれるウイルスにより感染。犬が感染した場合、性格の変化や異常行動などの初期症状が現れ、その後、数日以内に狂暴化し、最後には全身麻痺を起こして死に至ります。

◆なぜ予防注射が必要なの？

狂犬病は、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等で発生しており、全世界で年間約5万人が死亡しています。隣の韓国・ロシア・中国でも発生しており、検疫所において水際防止に努めていますが、諸外国との交流が盛んな現在、いつ狂犬病が進入するかわからない状況にあります。

人間への感染の心配だけではなく浦河町は農家で飼育している家畜も多く、これらへの感染を阻止するため、毎年、必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

10/20日

町民総ぐるみ「まちをきれいにする日」 皆さんのご協力をお願いします

毎年、自治会をはじめ、多くの皆さんのご協力により実施している秋の一斉清掃。今年は10月20日(日)を「町民総ぐるみまちをきれいにする日」として行いますので、ご協力をお願いします。

なお、ボランティアごみ袋や回収を希望される自治会や団体等は、10月16日(水)までに役場町民課生活環境係へご連絡ください。(回収等

の関係もありますので、雨天等で中止の場合のみ、当日ご連絡ください)



○連絡・お問い合わせ先
役場町民課生活環境係
電話 0146-26-9001

ごみを燃やすのはやめましょう

法律で禁止されています

いわゆる「野焼き」は、農林漁業を営むためのやむを得ない焼却や、たき火・キャンプファイヤーなどごく一部の例外を除き、廃棄物処理法により禁止されており、厳しい罰則(5年以下の懲役または1000万円以下の罰金)が適用されています。また、野外での焼却は、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。お互いが快適な環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。

町民総ぐるみ「まちをきれいにする日」

【日時】10月20日(日) 午前7時～午前8時

▶清掃するごみの種類

空き缶・空きビン類、ペットボトル類、その他のごみ類

▶ごみ袋の配付

町のボランティアごみ袋、またはレジ袋など各家庭で使わなくなった袋の利用も可

▶ごみの回収

集められたごみは、午前8時以降に町で回収します(回収の申し込みがあった場所のみ)。

ただし、全体のごみの量が多く、当日回収しきれない場合には、翌日の回収となる地区もありますので、ご了承ください

※家庭から出されたごみなど、一斉清掃で集められたごみ以外は回収されませんのでご注意ください